

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成28年度）

〔カスタムカーショーで181台の出展車両に文書等による注意喚起〕
〔自動車用品店で24件の自動車部品・カー用品に注意喚起〕

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年から自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査並びにカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動に取り組んでおります。

平成28年度におけるこれら取り組みの結果をお知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

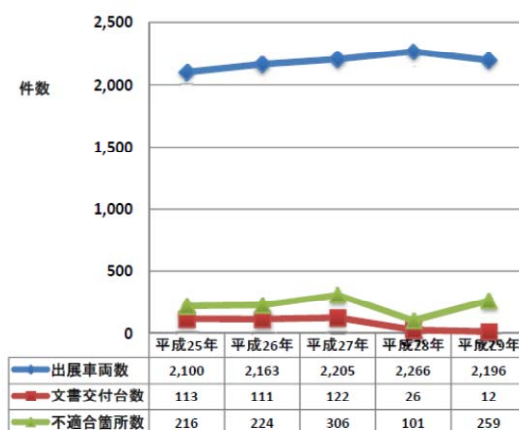
平成29年1月から3月にかけて、全国主要都市で開催された5カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド、福岡カスタムカーショーin北九州、沖縄カスタムカーショー【今回初】）において、展示された車両2,196台（昨年2,266台）を確認しました。

その結果、保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがあるにもかかわらず、公道走行できない旨を明示していなかった展示車両の出展者に対し、文書12台（昨年26台）、口頭169台（昨年53台）の注意喚起を行いました。（グラフ1参照）

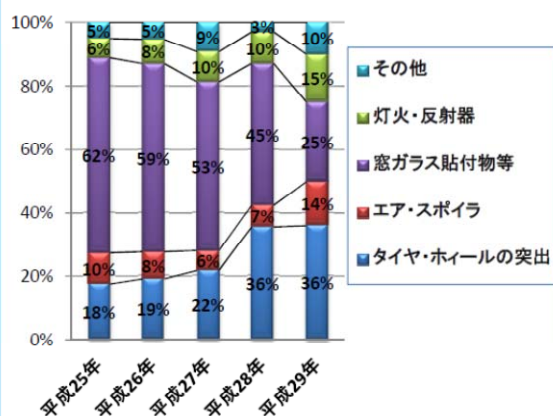
装置毎の基準不適合箇所数は259件（昨年101件）となり、増加しておりますが、内訳としては、タイヤ・ホイールの突出と窓ガラスへの貼付物等で全体の61%を占めました。（グラフ2参照）

この啓発活動も12年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まってきたところですが、引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて強力に取り組んで参ります。

グラフ1 出展車両数と文書交付台数等の推移



グラフ2 装置別の不適合箇所（口頭含む）の内訳



◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

平成 28 年 6 月から 10 月にかけて、（一社）自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの 19 店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で 24 件（昨年 39 件）見受けられたため、当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。（グラフ 3 及び表 1 参照）

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の 24 件の内訳では、部品・用品の種類が 5 種類、製造業者別が 16 社あり、その中で最も多かった部品・用品としては、「灯火・反射器関係」の 9 件であり、禁止されている灯色の灯火又は反射器等がありました。

グラフ 3 基準に適合しなくなるおそれのある部品等の内訳

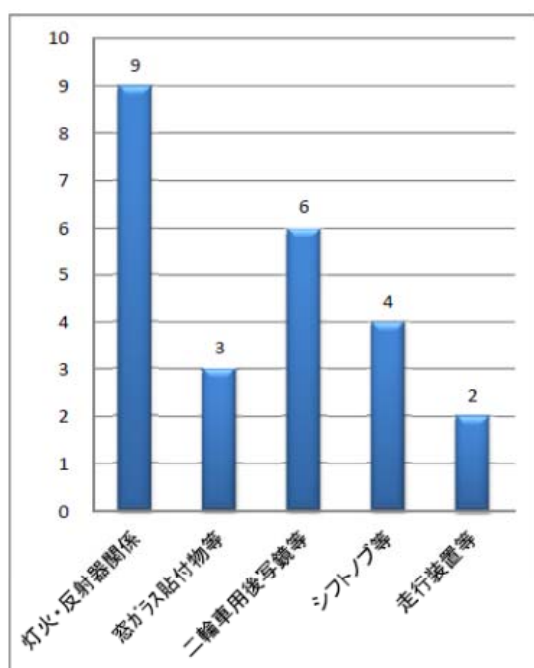


表 1 基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別	基準に適合しなくなるおそれの内容
・灯火・反射器関係	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、赤色灯火又は後面に白色灯火の取付 前面に赤色反射器の取付又は後面に白色反射器の取付
・窓ガラス貼付物等	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付すると運転者の視野を妨げになるおそれがある吸盤式スマホホルダ、盗難防止用ステッカー
・二輪車用後写鏡等	平成 19 年 1 月 1 日以降に製作された二輪車に装備する場合には、規定寸法を満たさないおそれがある二輪車用後写鏡
・シフトノブ等	交換することにより運転者の見やすい位置にシフトパターンの表示がなくなるおそれがある
・走行装置等	ホイールスペーサ等を装着した場合にタイヤがフェンダから突出するおそれがある

自動車機構では、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区本塩町 8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347